

「境界問題相談センター岡山」設立趣意書

岡山県土地家屋調査士会

会長 高山 吉正

土地家屋調査士制度制定後55年あまりが経過した今、経済の変化とともに国民の価値観の多様化とも相まって、不動産をとりまく状況はめまぐるしく変化しています。

土地家屋調査士の使命は、不動産に係る権利の明確化を期することにより国民の信頼に応えることであります。このことは制度の当初から変わらず、土地家屋調査士の責務として、魂として継承されてきたものです。

私たちは、国民の皆様の大切な財産である不動産を介し、多くの喜びや痛みを共有してきました。ひとつの境界をめぐり、苦しみ、憎み合う場面にも遭遇してきました。生活の基盤としての「土地」があり、そこには「ひと」が「生活」が「歴史」が存在します。そしてそれは未来へと受け継がれていくものです。「土地」は単に「物」ではないことを皆様から教えていただきました。

未代まで禍根を残す境界紛争は終わりにし、将来の紛争を未然に防止するとともに、平安な社会、穏やかな市民生活を支えるために、私たち土地家屋調査士に出来ること、すべきことは何かを真摯に考えてみました。

そこで岡山県土地家屋調査士会では、境界問題でお悩みの方々が、当事者間において円満かつ満足のいく解決ができるようお手伝いさせていただく民間型の機関「境界問題相談センター岡山」を、岡山弁護士会の多大なるご協力のもと設立することにいたしました。

双方の会員の永きにわたり培った知識と経験を十分に発揮し、連携・協働すれば、最良な方法での問題解決のためのサポートができるものと確信しております。

この趣旨に基づき、すこしでも社会に貢献できるよう全力で取り組んでまいりますので、多くの皆様にご利用いただければ幸甚に存じます。